

## 多様化する働き方～自分を守るための最低限の知識

### 第1 「働く」ということ

- 1、会社と結ぶ「雇用契約」
- 2、「直接雇用」「無期雇用」が雇用の原則
- 3、例外的に認められている「有期雇用」と「間接雇用」
- 4、どんな雇用形態でも労働者は守られている－有給休暇、時間外割増賃金の支払い、休憩時間の確保、雇用保険、社会保険など

### 第2 派遣で働く

- 1、雇用主と使用者の分離
- 2、必然的に起こる「派遣切り」
- 3、派遣会社による中間搾取
- 4、派遣トラブルと解決
  - －残業手当が支払われない
  - －仕事がキャンセルになった

### 第3 業務委託契約で働く

- 1、労働者を守る法律が適用されない個人事業主
- 2、最低賃金、有給休暇、解雇規制、各種保険などの適用なし
- 3、しかし、管理拘束(労働時間管理や指揮命令)されていたら…
- 4、仕事上怪我をしたら…

### 第4 トラブルにあったら…

- 1、できるだけ記録を！－メモ(いつ、どこで、誰が、何があった?)、録音する。
- 2、一人で悩まず、まず相談を！

関根秀一郎 ([sekine@zenkoku-u.jp](mailto:sekine@zenkoku-u.jp))

連絡先:渋谷区代々木 4-29-4 西新宿ミノシマビル 2F「派遣ユニオン」

電話:03-5371-8808